

令和八伐採年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき面積の限度は、次のとおりである。

令和八年九月一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

保健保安林		干害防備保安林										防風保安林	土砂崩壊防備保安林				土砂流出防備保安林										水源かん養保安林										保安林種		
大分南部地区	大分北部地区	玖珠川地区	日田地区	番匠川地区	北海部地区	大野川地区	大分川地区	東国東地区	西国東地区	駅館川地区	山国川地区	別府地区	日田地区	番匠川地区	大分川地区	玖珠川地区	日田地区	北川上流地区	番匠川地区	北海部地区	大野川地区	大分川地区	別府地区	東国東地区	西国東地区	駅館川地区	山国川地区	単位区域名	許可できる面積の限度（ヘクタール）										
92.66	36.96	6.94	9.64	24.78	1.20	9.24	0.94	3.08	3.98	3.66	0.14	0.08	0.08	0.18	2.27	2.13	1.32	3.30	2.66	1.08	1.18	1.13	3.52	6.84	2.80	4.68	1.80	7.22	3.34	8.73	9.19	2.12	1.51	5.62	3.21	1.02	5.80	4.97	4.66